

みなかみ町景観計画

第2回景観審議会 説明資料

<景観調査／景観特性と課題の整理／景観計画の作成>

I. 景観調査

◆ 景観法、他関連法令の把握

● 景観法の概要

※別紙「景観計画とは」参照

● 関係法令の整理

- ・都市計画法、都市緑地法、屋外広告物法、建築基準法、文化財保護法等が景観形成に関連する法令となり、これらと連携しつつ、景観づくりを進める必要がある。

● 群馬県景観条例

- ・条例に定めのある主な制度は次のとおり。

| 制度 | 概要 |
|-------------|---|
| 景観形成地域 | ・県土の景観形成上特に必要と認められる、知事が指定する地域 →指定なし |
| 大規模行為届出制度 | ・大規模な行為に届出を義務づけ、景観形成基準への適合を審査 →一部地域を除く町全域に適用済 |
| 公共事業等景観形成指針 | ・公共施設等における良好な景観づくりの指針 |
| 景観形成住民協定等 | ・土地所有者等の全員の合意により、良好な景観の形成に関するルールを定める協定で、知事が認定 →谷川区で締結済 |

● 群馬県屋外広告物条例

- ・条例に基づき屋外広告物の掲出に制限のある地域は次のとおり。

| 地域 | 対応する区域 |
|------|---|
| 禁止地域 | ・利根川源流部自然環境保全地域など ・関越自動車道沿道など |
| 許可地域 | ・都市計画区域外などが該当し、第一種から第三種に区分して指定され、知事の許可が必要 |

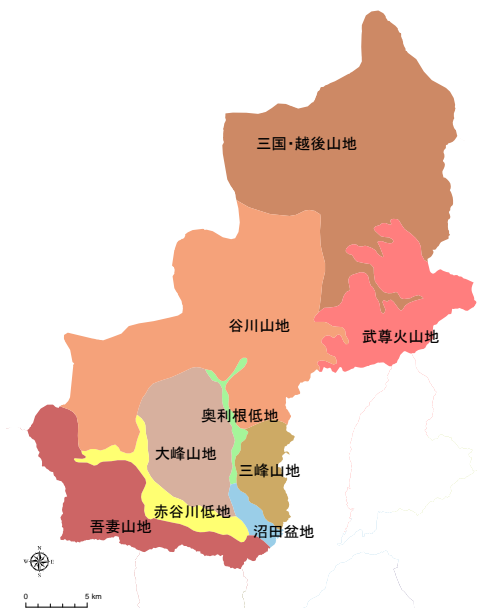
● みなかみ町に関わる景観関連行政の経過と現状

| |
|---|
| 【法令等】 <ul style="list-style-type: none">・美しい新治の風景を守り育てる条例(平成2年)・群馬県景観条例(平成5年)・美しいみなかみの風景を守り育てる条例(平成17年) |
| 【計画等】 <ul style="list-style-type: none">・新治村景観計画、新治村景観ガイドライン(平成6年) |
| 【区域指定等】 <ul style="list-style-type: none">・景観形成重点地区(永井宿地区、須川宿地区)(平成6年)・景観形成地区(長井地区、須川地区)(平成6年)・景観協定(谷地地区、東峰地区、笠原地区)(平成6年)・上信越高原国立公園谷川・苗場地域管理計画(平成13年)・湯原温泉地区まちなみ協定(平成22年)・水上駅周辺地区まちなみ協定(平成24年)・湯宿温泉地区まちなみ協定(平成28年) |
| 【支援制度】 <ul style="list-style-type: none">・新治村景観形成助成金交付要綱(平成7年)・景観形成助成金交付要綱、歴史・文化継承住宅等融資制度施行規則(平成17年)・みなかみ町景観保全活動支援対策奨励金交付要綱(平成19年)・みなかみ町街なみ環境整備事業補助金交付要綱(平成22年) |
| 【その他関連施策】 <ul style="list-style-type: none">・雪国観光圏整備計画(平成25年)・みなかみエコパークが国内審査によりユネスコへの推薦決定(平成28年) |

◆ 基本的事項の整理

● 地形・地勢

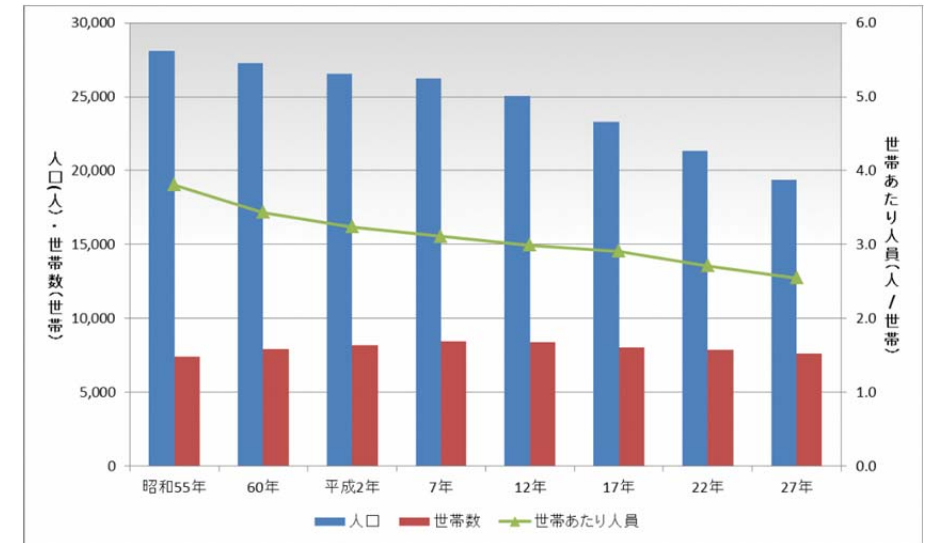
- ・森林面積は町域の約90%を占めている。
- ・山岳地の標高は300mから2,000mにわたる。
- ・「みなかみ18湯」と称される多くの温泉地がある。
- ・町の北東部には利根川の水源地があり、ほぼ手つかずの自然が残されている。



● 人口・世帯動向

- ・人口は、平成7年以降、減少が加速している。
- ・世帯数は、平成7年以降、減少に転じている。
- ・世帯あたり人員は、平成12年以降、3人を下回っている。

【図表】人口・世帯数の推移



資料：総務省「国勢調査」

● 歴史・文化

①歴史

【古代】

- ・縄文時代中期の住居跡があることから、古くから居住に適した地であったことがうかがえる。

【古代から中世】

- ・戦国時代には関東の北条氏、信州の真田氏、越後の上杉氏の闘いが幾度となく繰り返され、名胡桃城は秀吉の天下統一のきっかけの舞台と言われている。

【近世】

- ・江戸時代に「三国街道」と「清水峠越往還」が整備され、宿場、関所、番所がおかれ、街道から離れた地域では農村集落が形成された。
- ・温泉地は、江戸から明治にかけては寒湯治、土用湯治などで主に地元農家に利用されていた。

【近代】

- ・上越線等の工事関係者の宿泊需要が多くなったほか、昭和30年代の高度経済成長期に、温泉街で大型旅館が建設され発展した。
- ・三国トンネル完成による国道17号の全線開通、上越新幹線開通、関越自動車道開通などを経て、首都圏からのアクセスがしやすく、谷川岳登山、風光明媚な自然景観など、優れた観光資源に恵まれた地域として発展を続けている。

②文化財

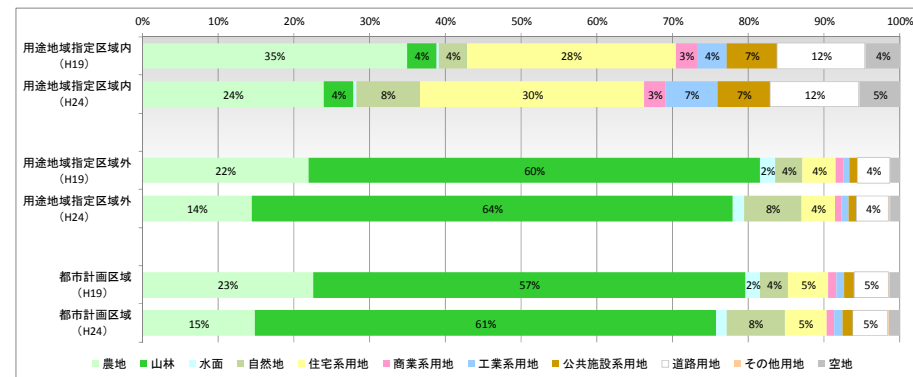
- ・国指定文化財として矢瀬遺跡、水上石器時代住居跡の2史跡が記念物として指定されるほか、有形文化財、民俗文化財、登録文化財を含め8つ、県指定文化財が21、町指定文化財73の合計10の文化財が指定されている。

● 土地利用・基盤整備状況

①土地利用

- ・用途地域内では、自然的土地利用から都市的土地利用への転換が進行し、都市的土地利用が63%を占めている。
- ・用途地域外では、自然的土地利用が適切に保全されている。

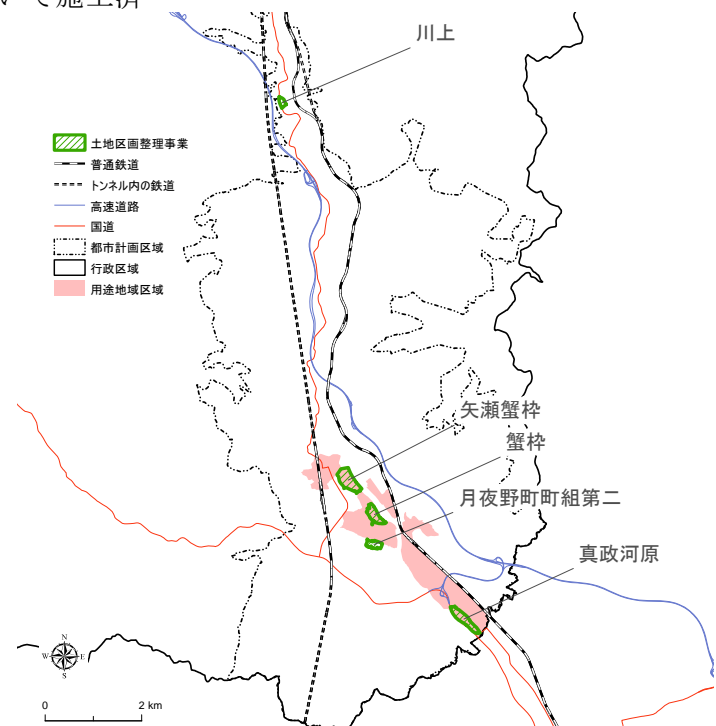
【図表】区域別の土地利用状況の推移



資料：「都市計画基礎調査」

②基盤整備状況

- ・平成28年3月末現在、土地区画整理事業は5地区（合計36.8ha）において施工済



資料：地域整備課

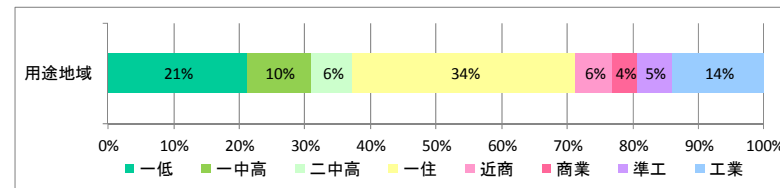
● 法規制状況、産業状況等

①法規制状況

【都市計画法関連】

- ・用途地域指定区域の面積は278ha（都市計画区域の4.6%）
- ・用途地域指定区域の7割以上は、住居系の用途が占めている

【図表】用途地域の状況



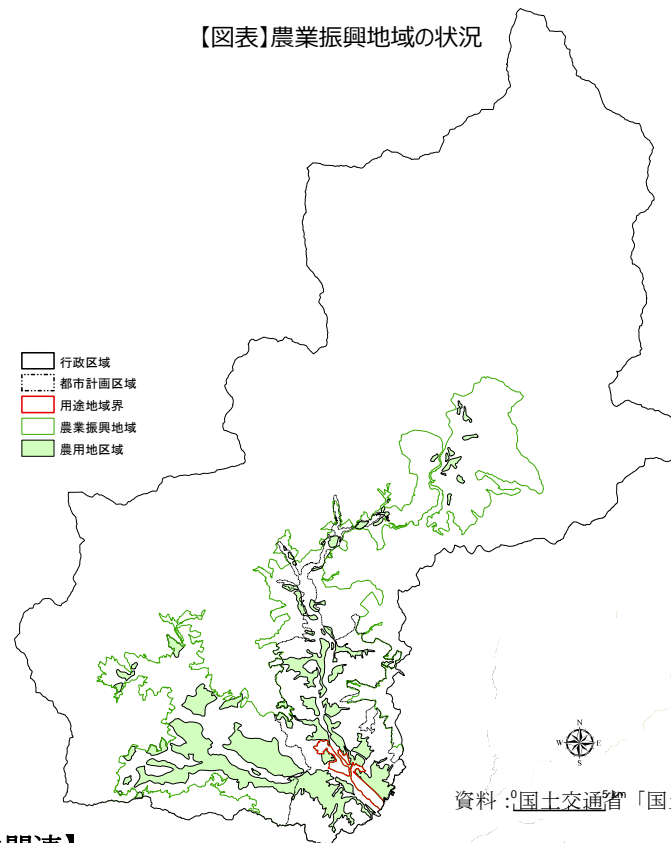
| 区分 | 面積 (ha) | 構成比 | | 建ぺい率 (%) | 容積率 (%) | 備考 |
|--------------|---------|--------|---------|----------|---------|---------|
| | | 用途地域内 | 都市計画区域内 | | | |
| 第一種低層住居専用地域 | 59.0 | 21.2% | 1.0% | 40 | 80 | 高さ制限10m |
| 第一種中高層住居専用地域 | 27.0 | 9.7% | 0.4% | 50 | 100 | |
| 第二種中高層住居専用地域 | 18.0 | 6.5% | 0.3% | 50 | 100 | |
| 第一種住居地域 | 94.0 | 33.8% | 1.6% | 60 | 200 | |
| 住居系 計 | 198.0 | 71.2% | 3.3% | | | |
| 近隣商業地域 | 16.0 | 5.8% | 0.3% | 80 | 200 | |
| 商業地域 | 10.0 | 3.6% | 0.2% | 80 | 400 | |
| 商業系 計 | 26.0 | 9.4% | 0.4% | | | |
| 準工業地域 | 15.0 | 5.4% | 0.2% | 60 | 200 | |
| 工業地域 | 39.0 | 14.0% | 0.6% | 60 | 200 | |
| 工業系 計 | 54.0 | 19.4% | 0.9% | | | |
| 用途地域 | 278.0 | 100.0% | 4.6% | | | |
| 無指定地域 | 5,781.0 | | 95.4% | 70 | 400 | |
| 都市計画区域 | 6,059.0 | | 100.0% | | | |

資料：地域整備課

【農振法関連】

- ・農業振興地域は21,913ha、このうち2,543haが農用地区域に指定

【図表】農業振興地域の状況

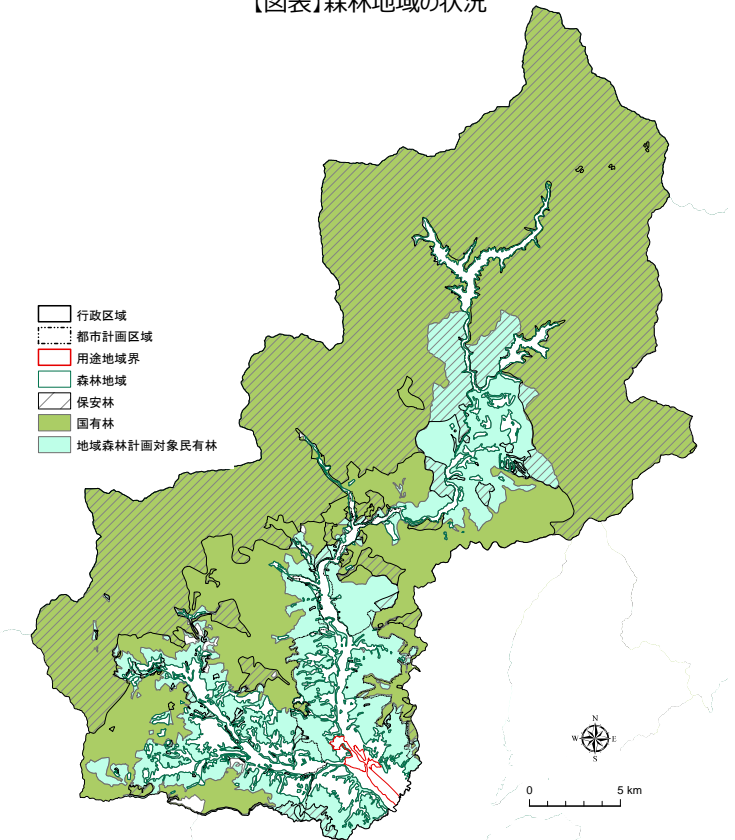


資料：国土交通省「国土数値地図」

【森林法関連】

- ・林野面積は70,240ha、うち約81%の56,863haが国有林に指定

【図表】森林地域の状況



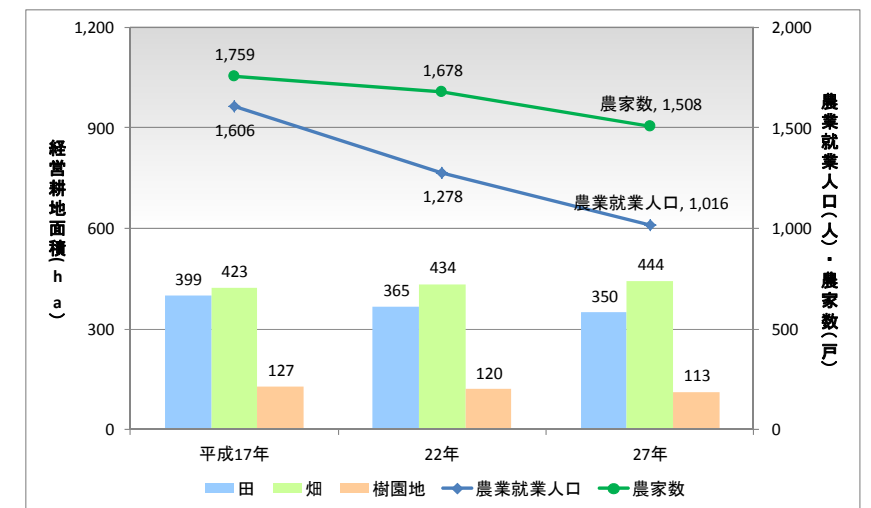
資料：国土交通省「国土数値地図」

②産業状況

【農業】

- ・農業就業人口、農家数および経営耕地面積は減少傾向にある
- ・耕地面積の中で、畑は微増している
- ・1戸あたり経営耕地面積は微増している

【図表】農業の推移

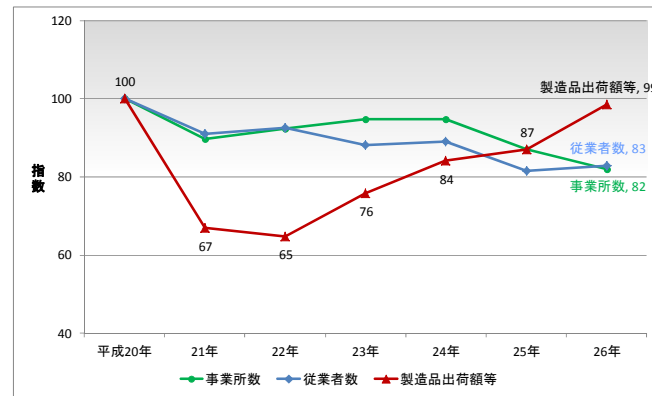


資料：農林水産省「農林業センサス」

【工業】

- ・事業所数、従業者数は減少傾向で推移
- ・製造品出荷額等は一時落ち込んだものの、増加基調で回復

【図表】工業の推移

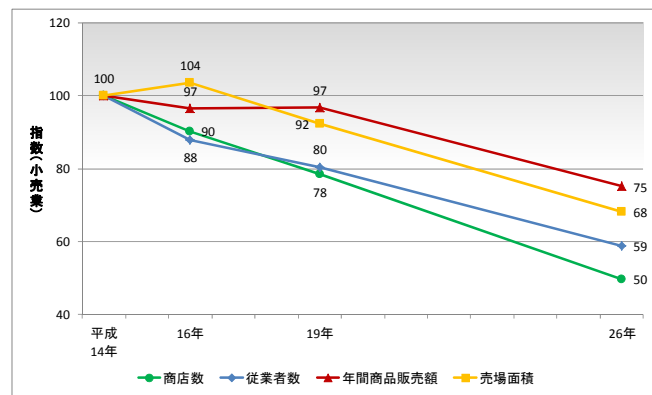


資料：経済産業省「工業統計調査」

【商業】

- ・商店数、従業者数、年間商品販売額、売場面積とも減少傾向
- ・商店数の減少傾向が最も顕著

【図表】商業の推移

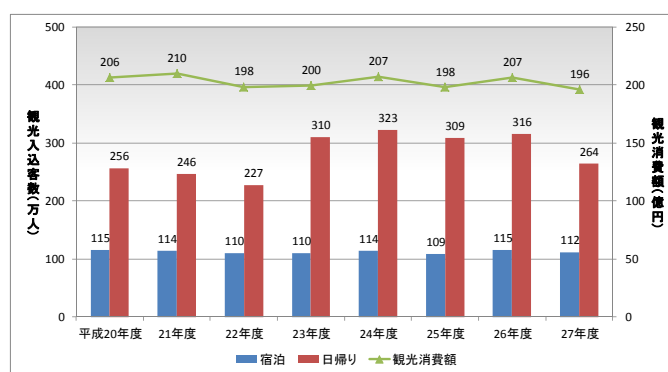


資料：経済産業省「商業統計調査」

【観光】

- ・平成20年以降、観光入込客数は400万人前後、観光消費額は200億円前後の横ばい傾向で推移
- ・観光入込客数に占める宿泊客の割合は30%
- ・観光入込客数のピークは1月と8月

【図表】観光入込客数の推移



資料：観光商工課

◆ 上位・関連計画の整理

● 群馬県計画

| 計画 | 関連施策の概要 |
|--------------------------------|---|
| 第15次群馬県総合計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境の保全 ・里山・平地林・里の水辺の再生 ・国内外からの観光誘致促進 ・地域資源を活かした観光地の魅力向上 ・持続経営可能な森林づくり <利根沼田地域> ・林業の成長産業化 ・アウトドアスポーツやエコツーリズム、農業体験、インバウンド対応などの取組支援 ・豊かな自然や美しい景観、優れた歴史・文化の保全による観光ブランドづくり ・空き店舗対策や中心市街地の活性化支援 ・観光誘客のための2次交通の充実 ・三国軸、尾瀬軸等をつなぐ道路ネットワークの整備による周遊性の向上 |
| 県土整備プラン | <ul style="list-style-type: none"> ・観光ルートとして重要な三国軸の整備推進 ・無電柱化による都市景観の向上 ・地域の魅力を高める道路、河川、公園などの公共工事の推進 ・「谷川岳ゆけむり街道」の県管理道路に関連した様々な活動への支援 |
| ぐんま“まちづくり”ビジョン | <ul style="list-style-type: none"> ・地域の誇れる個性・景観・暮らしを支える機能を整えた魅力的な「まちのまとまり」づくり |
| 利根沼田広域都市計画圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 | <ul style="list-style-type: none"> <目指すべき都市構造と市街地像> ○市街地の形成においては、良好な自然環境や歴史・文化遺産などに配慮しながら保全と活用を図り、これらと調和した都市景観の形成を図る。 ・拠点における高度利用の促進 ・都市の貴重な地域資源の保全 ・良好な自然環境・景観の維持・保全 <主要な緑地の配置の方針> ○景観構成系統 ・良好な自然景観の形成 |
| 群馬県景観形成基本方針 | <ul style="list-style-type: none"> <景観形成の基本視点> ・豊かな自然と調和した景観形成の推進 ・地域特性を活かした個性的な景観形成の推進 ・歴史・伝統が感じられる景観形成の推進 ・快適性を備えた美しい景観形成の推進 ・はつらつとした賑わいのある景観形成の推進 <利根大景域> ・高原リゾート地にふさわしい景観形成の推進 ・山並に抱かれた伝統的な落ち着いた山里景観の保全・形成 |

● みなかみ町計画

| 計画 | 関連施策の概要 |
|-----------------|--|
| 第1次みなかみ町総合計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・みなかみ町らしい自然と調和した美しい街並や農村景観の形成 ・地域資源の有効活用、農業や商業との連携強化と既存施設のネットワーク化等による魅力ある地域づくり <後期基本計画> ・景観形成意識の高揚 ・自主的な景観形成活動の支援 ・景観を損ねている廃屋や看板等の対策 ・豊富な自然資源を保全・活用するための活動や、資源の価値を高めるための環境整備 |
| まち・ひと・しごと創生総合戦略 | <ul style="list-style-type: none"> ・景観法に基づく景観形成の規制・誘導 ・良好な景観形成活動の推進 ・景観を損ねている廃屋や看板等の対策推進 ・温泉街のリノベーション ・優先順位を考慮した里地里山整備 |
| 観光振興計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・サイン類等の整備などによる旧三国街道の歴史街道としての魅力向上 ・視点場における修景や休憩施設の設置等の環境整備 ・「谷川岳八景」に続く、ビューポイントのシリーズ化 ・美しい自然景観を楽しみながら観光資源を巡る景観道路の設定 ・景観道路沿道の修景や展望駐車場の整備 ・統一感のあるデザインの検討によるサイン整備 ・景観資源の魅力の認識等啓発活動の実施 ・各地区で実施されている景観形成活動の支援 ・旅館等の廃屋の撤去対策等の推進 ・大型看板類の対策の検討 ・景観計画の策定に向けた検討 ・景観協定及び景観形成地区の追加指定 ・将来イメージを共有する景観ガイドラインの策定 |

◆ 景観資源等の把握

● 景観資源の分類

【図表】景観資源の分類(性質別)

| 性質による分類 | 内容 |
|---------|---|
| 自然的景観資源 | ・山なみ、段丘などの地形や河川、森林やまとまりのある緑地、独立樹など、まちの成り立ちの基本的な骨格を形づくるものであり、みなかみ町の良い景観を創り出す基盤となっているもの |
| 都市的景観資源 | ・道路や鉄道、公共施設や住宅地、商店街などの都市的な生活を支える都市施設や土地利用といった、みなかみ町の現在の暮らし方を反映するもの |
| 歴史的景観資源 | ・街道や歴史的建造物、社寺などの長い間に醸成されてきたみなかみ町固有の歴史や文化、風土を伝えるもの |

【図表】景観資源の分類(形態別)

| 形態による分類 | 内容 |
|---------|--|
| 点的景観資源 | ・周囲と際違った形態的な特性を持ち、その場所を象徴的に伝えるもの、目印となるもの |
| 軸的景観資源 | ・境界となって景観を視覚的に限定するもの、景観の骨格を形成するもの、動いてみることで、連続的に景観を認識するもの |
| 面的景観資源 | ・同質性や類似性からまとまりのあるもの、周囲との異質性から際違った特性をもっているまとまり |
| 眺望景観資源 | ・点、軸、面的景観要素を重層的に認識できるもの |

【図表】景観資源の分類と対応する要素の整理

| 分類 | 性質による分類 | | | |
|---------|---------|---------------------------|---------------------------------|--------------------------|
| | 自然的 | 都市的 | 歴史的 | |
| 形態による分類 | 点的 | 山 独立樹 天然記念物 滝 | 橋りょう 駅 公共施設 公園 スキー場 | 歴史的建造物 遺跡・史跡 行事・風物 |
| | 軸的 | 山なみ・斜面緑地 河川・水路等 遊歩道 | 道路 鉄道 温泉街 沿道商業地 | 旧街道等 |
| | 面的 | 農地 森林 湖沼 集落地 | 住宅地 工業地 | 歴史的街区 |
| | 眺望 | 眺望点(山頂等) | 眺望点(橋りょう等) | — |

● 類型別景観資源の整理 (自然的・都市的・歴史的・眺望)

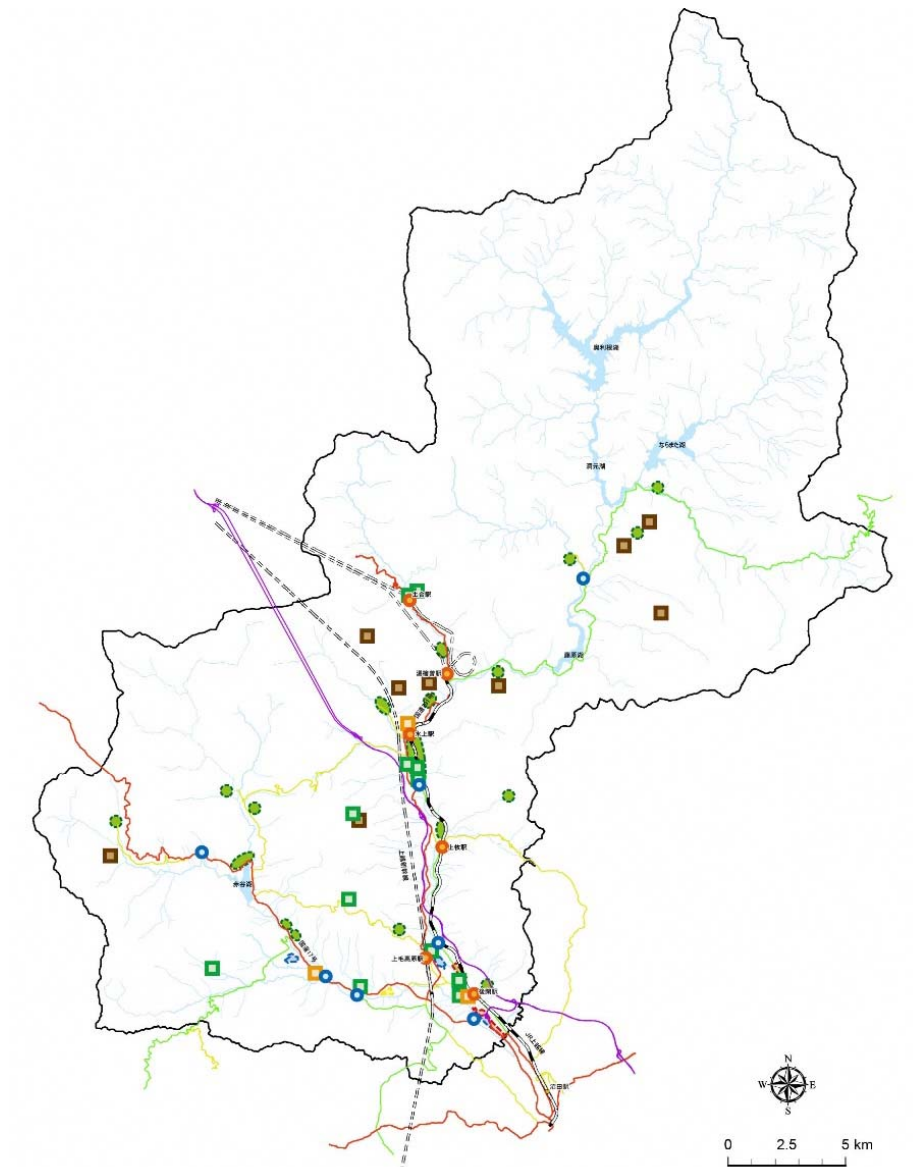
①自然景観資源



凡例

| 点的景観資源 | | 軸的景観資源 | | 面的景観資源 | |
|--------|-----------|--------|----------|--------|-------|
| ▲ | 山 | | 山なみ・斜面緑地 | ■ | 農地 |
| ▲ | 独立樹・天然記念物 | | 河川・水路等 | ■ | 森林・緑地 |
| ▲ | 滝 | | 並木道 | ○ | 湖沼 |
| | | | | ■ | 集落地 |

②都市的景観資源



凡例

| 点的景観資源 | | 軸的景観資源 | | 面的景観資源 | |
|--------|----------|--------|-----------------|--------|-----|
| ○ | 橋りょう | — | 高速道路 | ■ | 住宅地 |
| ○ | 駅 | — | 国道 | ■ | 工業地 |
| ○ | 公共施設 | — | 主要地方道 その他県道等 | | |
| ○ | 公園・観光施設等 | — | 鉄道 | | |
| ○ | スキー場 | — | 温泉街 | | |
| | | — | 沿道商業地 | | |

③歴史的景観資源



凡例

| 点的景観資源 | | 軸的景観資源 | | 面的景観資源 | |
|--------|--------|--------|-----|--------|-------|
| | 歴史的建造物 | | 旧街道 | | 歴史的街区 |
| | 遺跡・史跡 | | | | |
| | 行事・風物 | | | | |

④眺望景観資源



凡例

| | |
|--|-------------|
| | 眺望景観資源(眺望点) |
|--|-------------|

II. 景観特性と課題の整理

◆ 景観特性の整理

● 景観の骨格

■ 2,000m級の山岳に囲まれた地形

- ・谷川連峰や平ヶ岳、至仏山など、日本を代表する山々に囲まれた雄大な自然が、みなかみ町の景観の骨格を形成

■ 暮らしに深く関わる河川の景観

- ・利根川、赤谷川などの谷あいに形成される、まとまりのある集落
- ・諏訪峡や照葉峡などの溪谷は、河岸の緑や上流側で背景となる山並みと一体となって、水と緑の豊かさを象徴

■ 都市の活動を支える道路の景観

- ・町民のみならず、来訪者にも地域をイメージする上で大きな役割を果たす国道17号や国道291号などの幹線道路沿道の景観
- ・国道17号沿道のサービス施設等の立地が、新たなまちの表情を創出

● 景観の構成

■ 雄大で四季を彩る森林

- ・町域の約9割を占め、四季とともに彩りを変え、住む人、訪れる人の目を楽しませる重要な景観資源となっている森林

■ 個性ある温泉地の町並み

- ・周囲の雄大な自然とも相まった、「みなかみ18湯」と称される多くの温泉地は、みなかみ町の景観を特徴づける大きな要素
- ・大規模なホテルや旅館のほか、高層のマンションなども立地し、他の温泉地とは趣の異なる景観を形成している「水上温泉」や「上牧温泉」

■ 往時の歴史を物語る町並みや史跡

- ・旧三国街道の宿場町として、現在も往時の面影を残す永井宿、須川宿や名胡桃城址などは、多くの来訪者も訪れる重要な地域資源

■ 人々の生活が息づく市街地・集落地の景観

- ・周辺の集落から養蚕繭を集荷し、販売する市場である「在郷町」を起源とする旧月夜野町の市街地
- ・交通結節機能や商業サービス機能の郊外化に伴って進展する中心市街地における空き店舗の増加とそれに伴う賑わいの低下

■自然と共生する農村景観

- ・まとまりのある農地、傾斜地に展開する棚田、果樹園など、地域によって異なる表情を見せる農村景観
- ・日本の原風景ともいえる景観が残るが、耕作放棄地の増加などによる悪化が懸念

●眺望の特徴

■まちのシンボルともなる山並みへの眺望

- ・市街地や広がりのある農地など周囲への見通しがきく場所における、谷川岳をはじめとする山並みへの優れた眺望

■見通しのきく河川の眺望

- ・利根川や赤谷川、谷川などの河川は、開けた空間として周囲の山並みを見ることができる優れた眺望点
- ・橋りょうは景観を眺める視点場であるとともに、景観の対象ともなる特徴を有する。

■特徴的な地形に由来するパノラマ

- ・月夜野地域の比較的平坦な地形に山地部が接する地形条件から、高い場所から低い場所を見下ろす、開放的なパノラマ景観を見ることが可能

【図表】景観特性図



凡例

| 景観の骨格 | | 景観の構成 | | 眺望景観 | |
|-------|------------|-------|---------|------|-------|
| | 山並み・緑のふちどり | | 森林の景観 | | 眺望の対象 |
| | 河川の景観 | | 温泉街 | | 眺望点 |
| | 道路の景観 | | 歴史的な町並み | | |
| | | | 市街地の景観 | | |
| | | | 田園風景 | | |

◆景観阻害要因の整理

■周辺への配慮が不足した屋外広告物

- ・大きさや色彩によっては良好な景観を阻害する要因となる屋外広告物が、特に国道17号沿道や関越自動車水上インターチェンジ周辺に集積
- ・斜面緑地を背景にして設置された大型の屋外広告物が景観を阻害

■華やかな色彩や大きさ・高さが目立ちやすい自家用広告物

- ・店舗などの施設や自家敷地に設置される看板類は、主に来訪者をターゲットとしているため、目立ちやすい華やかな色彩や大きさ・高さとなり景観を阻害

■周辺に溶け込みにくい人工構造物

- ・携帯電話の中継局の高い鉄塔や太陽光パネルなど、規模が大きな人工構造物は、周囲の景観に溶け込みにくく、良好な景観を阻害

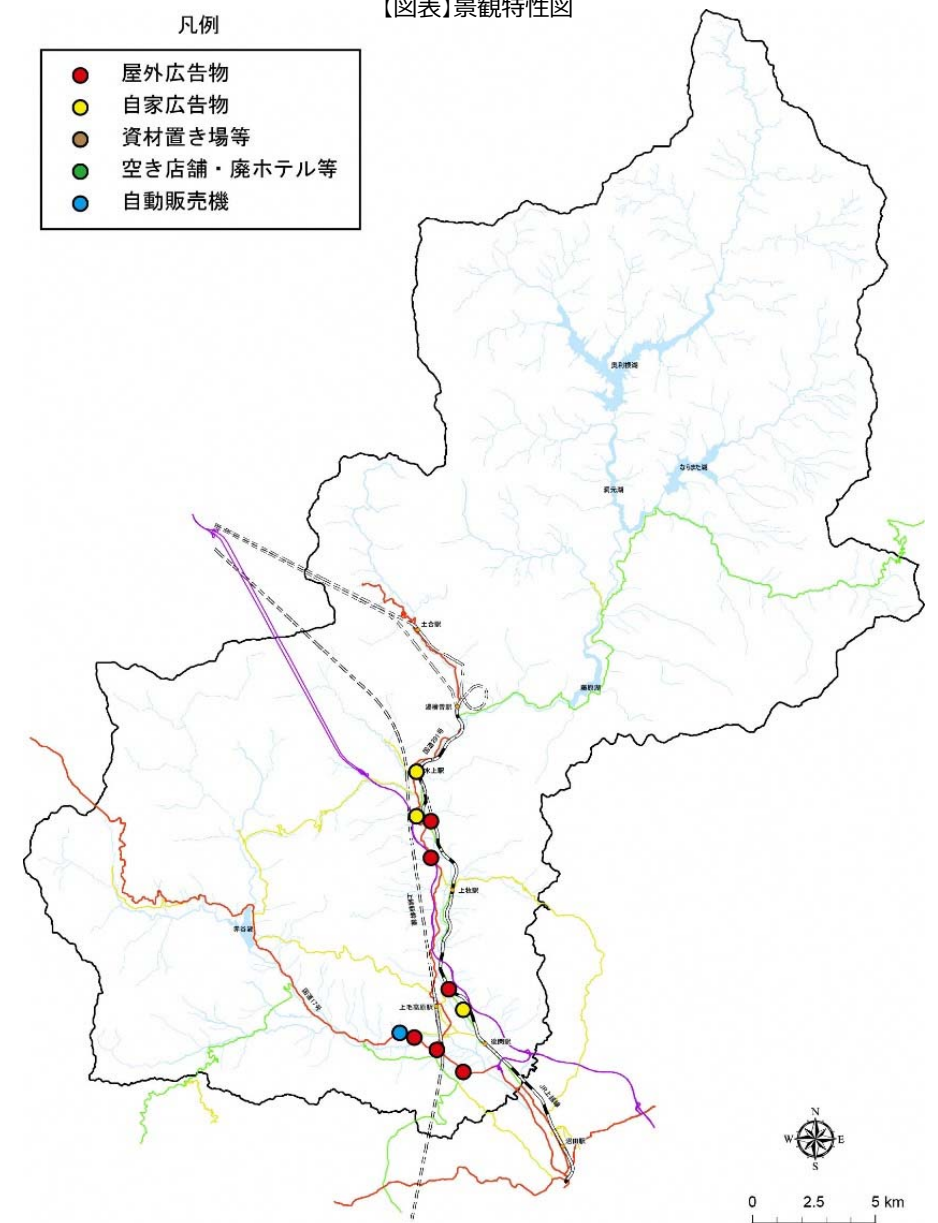
■空き店舗、空き家など

- ・空き家や空き店舗、廃業したホテルや旅館などによる景観の阻害とまちの活気や賑わいの低下

■立ち並ぶ自動販売機など

- ・自然に特化した景観の中で目立ちやすい自動販売機

【図表】景観特性図



◆ 景観課題の整理

● 「まもり(保全)、いかず(活用)」視点からみた景観課題

○美しい山岳地の景観の保全

- ・山岳地・山並みの自然公園法に基づく適正な保全
- ・国立公園普通地域などの相対的に緩やかな規制区域における制限強化の検討

○森林・里山の保全・活用

- ・山岳地や丘陵地形を構成する深い森林の保全及び維持管理
- ・里山の適切な維持管理と自然とふれあう場としての活用

○水辺景観の保全・活用

- ・利根川、赤谷川、谷川などの河川の水質保全と一層の維持管理
- ・河川を活用したスポーツ・レクリエーション施設の適切な誘導
- ・ダム湖の景観資源としての活用

○田園集落景観の保全

- ・ふるさとも感じる田園集落景観を構成する農地や背景となる斜面緑地などの保全
- ・屋根に特徴のある古民家などの家屋で構成される集落景観の保全と維持管理
- ・棚田などの特徴的な風景の保全

○宿場町の町並みの保全

- ・宿場町の風情を感じさせる町並みの保全とこれらを損ねる建築物などの立地抑制に向けた景観誘導策の見直し検討
- ・家屋の再建など、必要に応じた往時の雰囲気を感じさせる町並みへの再生
- ・町並みの魅力を高めるソフト施策の促進

○歴史的景観資源の保全・活用

- ・名胡桃城址など、点在する歴史的建造物を活用した歴史・文化を感じさせる景観の形成
- ・地域のシンボル、心の拠り所となっている社寺の維持・保全
- ・謙信のさかさ桜など、特徴的な古木・巨木、花木の維持・保全

○眺望景観の保全

- ・眺望点の明確化と眺望点から眺望対象への見通しの確保(介在して眺望を損ねる建築物・工作物等の適切な誘導)
- ・屋根の色彩などの誘導によるパノラマ景観の保全

● 「つくる(創出)」視点からみた景観課題

○眺望点の環境整備

- ・眺望点の明確化と景観を眺める場所としての環境の整備

○景観道路の整備

- ・点在する景観資源相互をつなぎ、自動車などでの移動自体が目的にもなるルートの検討と沿道を中心とした良好な景観形成の促進

○幹線道路沿道景観の適切な誘導

- ・街路樹の植栽や適切な維持管理など、道路空間自体の景観的配慮の推進
- ・沿道開発に対する適切な土地利用・建築物立地の誘導

● 「よいものにする(改善)」視点からみた景観課題

○屋外広告物の適切な誘導

- ・良好な景観が形成された区域などにおける屋外広告物の設置の抑制や大きさ・色彩などの適正な誘導
- ・温泉街や旧宿場町などにおいて、その魅力を高める自家用広告物などの誘導

○周辺に調和しない土地利用、建築物及び構造物等の適切な誘導

- ・周辺の良好な景観を損ねるおそれのある大規模な建築物などの修景と、景観的な配慮の促進
- ・携帯電話の基地局や太陽光パネルなど、周辺の景観に受け込みにくい工作物などの修景と、景観的な配慮の促進

○空き家、空き店舗・ホテル等の有効活用や適切な維持管理

- ・空き家・空き店舗・ホテルなどの適切な維持管理策の検討
- ・空き店舗・ホテル等の有効利用策の検討

● 「そだてる(育成)」視点からみた景観課題

○景観づくりに対する意識の高揚

- ・住民等が主体となった活発な景観づくり活動を促すための取り組みの検討

○住民の主体的な景観形成を促す仕組みづくり

- ・住民の主体的な景観づくり活動などへの支援策の検討
- ・協働による景観づくりに向けた、住民相互、住民と行政の話し合いの場・機会の確保

Ⅲ. 景観計画の作成

◆ 将来像及び基本目標の設定

● 将来像の設定

【景観づくりのテーマ】

<将来像>
水と緑・歴史と文化に息づく
利根川源流のまち みなかみ

<景観づくりのテーマ-案1>
いにしえの人々も眺めた雄大な自然と町並みを
次代につなげる景観づくり

<景観づくりのテーマ-案2>
雄大な自然と悠久の歴史・文化を礎に
新たな価値や魅力を高める景観づくり

<景観づくりのテーマ-案3>
いにしえの頃から受け継がれる
雄大な自然と風情を活かし
人々に癒やしと安らぎをもたらす景観づくり

【景観づくりの理念】

景観づくりのテーマ
いにしえの人々も眺めた雄大な自然と町並みを
次代につなげる景観づくり

今ある良いもの・特徴的な
ものを守っていく視点



新しい価値や魅力を付け加え、
創り出していく視点



みなかみの魅力を守り・
活かした景観づくり

持続可能なまちの
活力が表れた景観づくり

● 基本目標の設定

・景観づくりのテーマと理念を踏まえつつ、今後何を「まもり(保全)、いかし(活用)」「つくり(創出)」「よいものにし(改善)」「そだてる(育成)」が必要となるのか、基本目標として次の4つの方向を示します。

基本目標① 『まもり、いかす』
雄大な自然と往時の面影を伝える歴史文化を伝える
みなかみ固有の風景を継承する

自然と歴史文化を語る景観資源については、観光資源としての経済性のある資源としてだけでなく、先人が残し、築いてきた住民共有の固有の財産としての価値を理解し、人と自然が共生するモデルとなるその風景を、次代へと引き継いでいきます。

基本目標② 『つくる』
暮らす人、訪れる人の心を癒やし・豊かにする
魅力的な街並みを創り出す

持続的な発展に向けた観光地のにぎわい、活力ある産業、住宅地の落ち着きなど、それぞれの地域が持つ特性を考慮しつつも、暮らす人、訪れる人の心を癒やし・豊かにすることをまちの魅力と捉え、それらを感じさせる街並みを新たに創出していきます。

基本目標③ 『よいものにする』
多様な価値観を尊重しつつ、
周囲への心配りが感じられる街並みへと改善する

自然を大切にす価値観や歴史文化を重んじる価値観、現代的なデザインを指向する価値観、経済性を優先する価値観など、多様な価値観を尊重しつつも、周辺の風景や街並みとの調和に対する「気配り」を持ち、これらを著しく損ねている要因を改善することによって、風景や街並みをより良いものへと誘導します。

基本目標④ 『そだてる』
誰もが協力し合って、
まち共有の財産となる風景・街並みを育てる

私たちの暮らしに関わる行動の一つ一つが景観を守り、創ることに繋がっていることを認識し、ひとり一人が主体的に景観づくりに取り組むとともに、住民、事業者、行政の各主体がそれぞれになすべきこと、できることに取り組みながら連携し、息の長い取り組みを進めることにより、まち共有の財産となる風景・街並みを育てていきます。

◆ 景観計画区域の設定

・景観形成は、一定の区域に限定することなく、広く町全域にわたって分布している景観資源の保全・活用、改善、創出、育成に、総合的かつ一体的に取り組むものとし、「町全域を景観計画区域」とすることとします。

【図表】景観計画区域



みなかみ町景観計画区域(町全域)